

「災害援助資金規定」

- 第1条 (目的)
災害、その他これに類する事項の災害援助のため「災害援助資金」(以下、資金という)を設ける。
- 第2条 (委員会名称)
前条の資金管理を行うため、災害援助資金委員会を設ける。(以下委員会という)
- 第3条 (委員会の構成)
委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。
1項 委員長は地区ガバナーが当たる。
2項 副委員長は第1・第2副地区ガバナーが当たり、委員にはキャビネット幹事、キャビネット会計、アラート委員長が当たる。
更にこの他にも委員の増員を地区ガバナーが必要と認めた場合には地区ガバナーが委員を追加任命することができる。
3項 委員長不在、または事故ある時は副委員長(第1・第2副地区ガバナー順次)がこれに当たる。
- 第4条 (資金の調達)
1項 地区内、全会員からの拠出金を資金とする。
この場合の拠出金は年間会員1人当たり1,000円とする。(但し、家族会員は半額の500円とする)
但し、会員1人当たりの拠出金額等については、地区年次大会の決議を経なければならない。
2項 緊急援助資金が、地区内の災害または第7条5項により5,000万円を下回った場合は、本資金より、5,000万円に到達するまで振替える。
3項 資金から生ずる利息は繰り入れる。
- 第5条 (援助の対象)
1項 災害救助法を適用された災害、及びこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害に関し、被災地・被災者への支援・援助を目的として委員会の決議により決定する。
2項 関西広域連合からの要請は、委員会の決議により決定する。
3項 災害救助法が適用された災害で「ひょうごボランティアプラザ」要請のボランティア支援を委員会の決議により決定する。
4項 335複合地区緊急援助委員会の決定を参考にする。
- 第6条 (援助の種類)
1項 拠出
2項 緊急援助
- 第7条 (運用)
1項 援助の発案は地区ガバナーが行う。
2項 援助に当たっては、委員会の2分の1以上の賛成を要する。
但し、必要に応じて電話・ファックス・インターネット等によって決定し、事後文書を作成し、それを確認することができるようにする。
3項 援助の額及び援助の方法は、その都度できるだけ速やかに決定する。
4項 緊急を要する災害については、第6条2項を委員長の責任において積立資金より緊急援助することができる。但し運用内容等詳細事項を委員会に事後報告の上承認を得ること。
5項 資金が不足の場合は、緊急援助資金委員会の承認の上、一時的に緊急援助資金を流用することが出来る。
但し、流用分は返済するものとする。
6項 関西広域連合からの要請は、当委員会で調整の上、第6条1項により執行する。
7項 「ひょうごボランティアプラザ」要請のボランティア支援を年度額最高100万円を限度として、委員会の決定により、第6条1項により執行する。
8項 委員長は、速やかに支援内容を各クラブ会長に通知する。
- 第8条 (監査)
委員会はこの資金の用途につき、事後キャビネット会議に報告し、地区会計監査の監査を受けるものとする。
- 第9条 (施行及び改廃)
この規定の改廃はキャビネット会議の決議による。

(附則)

2018年7月 1日 施行